

定積満期

de 定期貯金

1年もの

預入金額:

10万円以上 1,000万円未満

※当 JA での定期積金満期解約金を預入原資とします。
※原資となる定期積金の満期解約時と同時の預入とします。

ご利用いただける方:

当 JA で定期積金の満期をむかえ、その満期解約金を原資とし、満期解約時と同時に預入される個人の方

基準金利

+0.1%

(税引後年 0.079%)

- ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。
- ・預入時のスーパー定期貯金(1年もの)の基準利率に年 0.1% (税引後年 0.079%) 上乗せした利率を約定利率として適用します。
- ・初回満期後は、通常のスーパー定期貯金(1年もの)の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。
- ・本商品は、原資となる定期積金の契約店舗でのお取扱いとなります。

2024年7月1日現在

詳しくはお近くの JA 松山市 各支所・出張所窓口までお問い合わせください。

 JA 松山市

金融部 TEL089-946-1611(代)
〒790-0003 松山市三番町八丁目 325-1

定積満期 de 定期貯金



商品概要説明書

2024年7月1日現在

商品名	・スーパー定期貯金 単利型 (愛称:定積満期 de 定期貯金)
ご利用いただける方	・個人の方に限ります。 ・当JAで定期積金の満期をむかえた方で、その満期解約金を原資とし、満期解約時と同時に契約を申し込まれる方
預入期間	・定型方式 1年 ・自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
預入方法 (1)預入方法	・一括預入 ・原資となる定期積金の満期解約時と同時の預入とします。
(2)預入金額	・ATMでのお預け入れは対象外となります。
(3)預入単位	・10万円以上1,000万円未満 ・当JAでの定期積金満期解約金を預入原資とします。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1)適用金利	・預入時のスーパー定期貯金(1年もの)の基準利率に年0.1%(税引後年0.079%)上乗せした利率を約定利率として適用します。
(2)満期後の取扱	・初回満期後は、通常のスーパー定期貯金(1年もの)の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。
(3)利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(4)計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(5)税金	・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
(6)金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組み入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細票等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 預入期間が6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所・出張所または金融部(電話:089-946-1611)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)
その他参考となる事項 (1)取扱期間	・2024年7月1日(月)～
(2)その他	・本商品は、原資となる定期積金の契約店舗以外でのお取扱いはできません。

詳しくはお近くの JA 松山市 各支所・出張所窓口までお問い合わせください。